

【主な改正点】

1. 消毒済み木材こん包材を再び国際貿易に利用する場合の取り扱いについて
 - (1) 再利用（修理、再組立せずに、そのまま使用する場合）：再汚染がなければ検疫措置不要。
 - (2) 修理（3分の1以下の部材を取替えた場合）：
 - 各国が原則的に従わなければならないもの
 - ・修理に使用される部材は消毒され、消毒済み表示がされていること。
 - ・再処理を行う場合にあっては、以前の消毒済み表示を除去し、再処理した上、改めて表示すること。
 - 各国がなるべく従うことが推奨されるもの
 - ・修理された木材こん包材であって再処理を行わない場合は、以前の消毒済み表示を除去すること。
 - (3) 再組立（3分の1以上の部材を取替えた場合）：木材こん包材全体の消毒済み表示を除去し、再処理した上、改めて表示すること。

2. 樹皮の除去について

木材こん包材の樹皮を除去することを明文化（但し、①樹皮巾3cm未満、②樹皮巾3cm以上であって樹皮面積50cm²未満の場合を除く）。

3. ダンネージ

ダンネージは全てが消毒処理され、消毒済みのマークを表示すること。

4. 臭化メチルくん蒸について
 - ・効果確認に最小CT値を導入。
 - ・くん蒸時、木材こん包材の体積がくん蒸庫の容積の80%を超えてはならないこと。
 - ・厚さが20cmを超える木材こん包材については処理を実施しないこと。
 - ・くん蒸時は少なくとも厚さ20cmごとに空間部を設けて積み付けること。

5. 消毒処理済のマークについて
 - ・マーク境界線内には基準に定められた事項（シンボル、国コード、生産者/消毒者コード、処理コード）以外は表示しないこと。
 - ・マークの例示が追加。